

1. 基本情報						
施策コード	131	施策名	人権尊重・平和の推進			
将来像	1	安全でうるおいのある暮らしができるまち(「暮らし」の分野)				
まちづくりの基本目標	13	お互いを尊重し合うまち				
主担当部	企画部	主担当課	秘書広報課	係	広報広聴係	
担当者	今村 広司	役職	企画部長	内線	210	
関係課	企画課					

2. 施策の方向						
10年後の姿	地域のなかで、人権尊重や平和希求の意識が広がり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見を持たない人たちが、互いに認めあい、助けあって暮らしています。					
施策の方向性	1	国籍や文化の違いを受け入れ、認め合う、多文化共生社会の実現をめざします				
	2	人権意識の啓発を進めます				
	3	平和について啓発し、平和を希求する意識の高揚を図ります				
	4					
	5					

3. 構成事業の状況							(単位:千円)
No.	事務事業名	実行計画	施策の方向性	担当課	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算
0102010807	平和祈念事業	対象	3	企画課	1,170	1,636	1,252
0102010816	国際交流事業	対象	1	企画課	200	200	200
0102010403	市民相談事業		2	秘書広報課	1,446	1,469	2,553
総事業費(施策の合計)					2,816	3,305	4,005

4. まちづくり指標						
指標情報				平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	名称	子どもたちからの人権メッセージ発表会・全国中学生人権作文コンテスト東京都大会の応募者数	目標値	—	—	218
	説明	子どもたちへの人権擁護啓発活動の一環として実施する人権メッセージ及び人権作文の応募数	実績値	—	212	
	抽出方法	人権メッセージ応募作品と人権作文応募作品の合計値	達成率	—	—	
②	名称	国際交流事業の参加者数	目標値	—	—	730
	説明	清瀬国際交流会が実施する国際交流事業の参加者数	実績値	—	707	
	抽出方法	清瀬国際交流会の活動実績報告書	達成率	—	—	
③	名称	平和祈念フェスタ(公演)の来場者数	目標値	—	—	270
	説明	平和祈念展等実行委員会が実施する平和祈念フェスタの来場実績	実績値	—	260 (平成26年度)	
	抽出方法	平和祈念展等実行委員会の活動実績報告書	達成率	—	—	

5. 評価						
評価基準	評価	評価理由				
投入財源・成果 (「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価	総合評価	<p>B</p> <p>構成事業の状況については、施策の方向性1では国際交流事業を、2では市民相談事業を、3は平和記念事業を、それぞれ目的達成の手段として構成しており、「10年後の姿」を達成するための適当な事務事業が展開されている。人権意識の啓発では、人権擁護委員会を中心に、人権相談や啓発活動が行われている。多文化共生社会の推進では、清瀬国際交流会がイベントや日本語教室といった事業を実施しており、市としてその活動に補助金を交付する等して推進している。また、平和祈念展等実行委員と協働し平和祈念フェスタ等の事業を実施しており、特に若い世代や、多様な人々が興味・関心を持つことができる事業展開により、効果的な普及活動を進める必要がある。</p> <p>まちづくり指標については、国際交流事業の平成27年度参加者実績は678人であり、更なる交流と相互理解の広がり、深まりを目指す必要がある。平和祈念フェスタの平成27年度参加者実績は、戦後70年も影響し、451人となった。</p>				

6. 施策を取り巻く環境

外部要因	状況	外部要因に対する評価	評価理由	前回評価からの修正 あれば
市民ニーズ の状況	人権問題は多様化してきている。	3. 施策の必要性を高める	多様化する人権問題に対応していく必要があるため。	
将来人口 の推移	戦争体験世代の高齢化が進んでいる。	3. 施策の必要性を高める 2. 施策遂行に不利	戦争体験者からの伝承ができなくなる。	
他自治体 との比較	・東京都が「多文化共生推進指針」を策定した。 ・東村山市で外国人の日常生活を支援する外国語対応の相談員をおいている。	3. 施策の必要性を高める 1. 施策遂行に役立つ・有利	都の方針が示されたことにより、都との協働の可能性が模索しやすくなった一方、市としての取組み方針を求められる。また、近隣市の先進事例は施策遂行に役立つ。	
民間企業・NPO ・市民の動向	オリパラ2020大会開催の準備が進められている。	1. 施策遂行に役立つ・有利	外国人を招きもてなす雰囲気が広がっており、多文化共生施策の追い風となる。	
法・制度改正 の動向	平成25年6月に、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されている。	3. 施策の必要性を高める	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す必要性が高まる。	
技術革新 の動向	外国人とのコミュニケーション支援アプリが提供されている。順次、対応言語の拡大が期待できる。	1. 施策遂行に役立つ・有利	外国語を話すことができなくても、容易にコミュニケーションを図る基盤となり得る。	
その他	米国大統領が広島訪問し、声明発表した。	1. 施策遂行に役立つ・有利	平和意識の高揚が図られた。	

7. 今後の施策課題

No.	今後の施策課題	左記課題に関する現在の取組状況
①	これまでイベント等に参加していない新たな市民層に意識普及していく必要がある。 (平和・多文化共生)	平和事業においては、平成27年度が戦後70年の節目であったことから、けやきホールとも協働し例年と異なる内容で実施し、幅広く、かつ多数の人が来場した。
②	人権問題は、いじめ、子どもや高齢者への虐待、LGBTなど、課題が多様化してきており、様々な部署が連携して対応していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談やアイレック相談など相談事業に取り組んでいるが、様々な機会を通じて啓発活動を進めている。
③	外国人住民を取り巻く課題を把握し、施策展開の方向性を検討する必要がある。	国際交流会など外国人を支援している団体との情報交換や、他市の取組みの調査を検討している。